

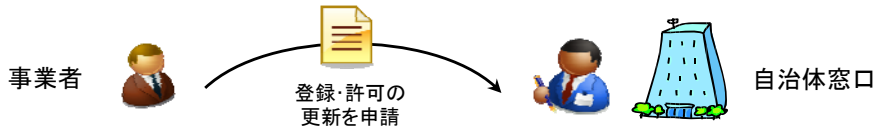
引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の皆様へ 自治体への登録・許可更新の申請後、 自動車リサイクルシステムでの手続きも必要です！

自動車リサイクルシステム(以下、リサイクルシステム)では、**2009年12月1日以降に登録・許可満了日(以下、満了日)迎える事業者**の方々より、順次手続きを行っていただくことで、登録・許可更新の状況を確認する運びとなりました。

手続きを行わずに満了日を過ぎると、**“移動報告(電子マニフェストの使用)ができなくなります”**ので、十分ご注意ください。

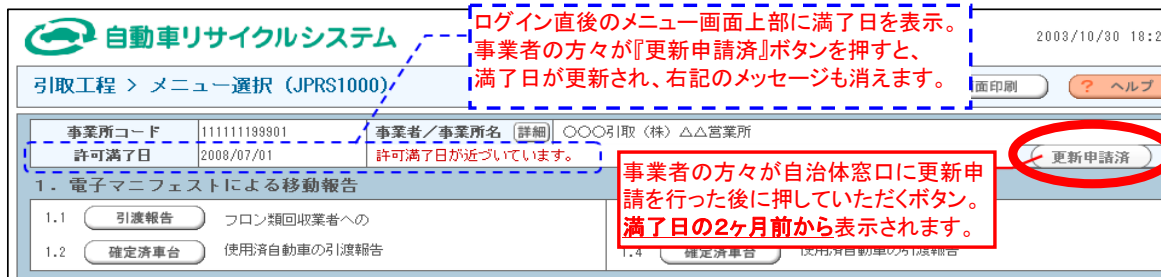
◆どうすればよいのか？

- ① 継続して事業(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)を行う場合、満了日が近づいたらまずは**所管の自治体の窓口**へ登録・許可の更新を申請してください(申請の受付時期は自治体によって異なります)。



※自治体へ更新を申請せずに満了日が過ぎた場合、事業(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)が行えません！

- ② 自治体へ**更新を申請した段階で**、リサイクルシステムのメニュー画面の右にある『更新申請済』と書かれたボタン(以下、ボタン)を押してください(このボタンは、満了日の**2ヶ月前**から画面に表示)。ボタンを押すと確認メッセージが表示され、さらに「OK」ボタンを押すと翌日より満了日が更新されて、次の更新時期まで継続して移動報告が可能となります。



◀ ご注意 ▶

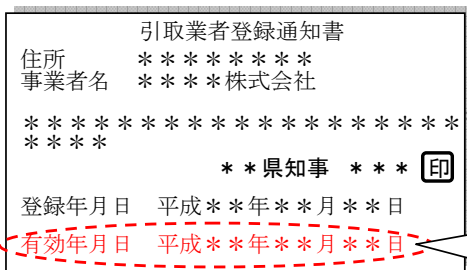
※自治体への更新の申請を済ませてからボタンを押してください。自治体へ更新の申請をしていない場合、このボタンは絶対に押さないでください(自治体に通知されます)。

※ボタンを押さずに満了日を過ぎた場合、満了日の翌日より移動報告ができなくなります。満了日を過ぎてからボタンを押した場合は、移動報告再開が翌日以降となるので、自治体への更新申請後、速やかにボタンを押してください。

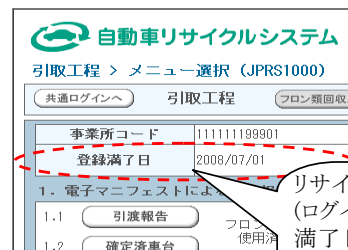
※ボタンを押した後に、更新の申請が自治体にて不許可(不受理)となった場合、移動報告ができなくなります。

<留意事項>

- ◆お手元にある(自治体から交付された)「登録通知書/許可証/登録予定番号通知書/第二種特定製品引取業者登録通知書/第二種フロン類回収業者登録通知書」のいずれかで、御社の満了日を確認してください(登録通知書・許可証が見当たらない場合、所管の自治体へ速やかにお問い合わせください)。



登録通知書・許可証等の満了日[有効年月日]を必ずご確認ください(満了日は工程[業]ごとに異なる場合がありますのでご注意ください)。



リサイクルシステムのメニュー画面(ログイン直後の画面)に表示された満了日と左記の登録通知書・許可証等の満了日が異なる場合は以下の『事業者情報登録センター』にご連絡ください。

- ◆複数の工程[業]の更新を自治体に申請された場合は、工程[業]ごとにボタンを押す必要があります。
 - ◆事業所を複数有する場合、どこかの事業所のボタンを1つ押せば、同一の自治体管内の全ての事業所について、リサイクルシステム上での更新手続きが完了します。ただし、所管の自治体をまたいで複数の事業所を有する場合は、所管自治体ごとにボタンを押す必要があります。
 - ◆FAXで移動報告を行っている事業者のリサイクルシステム上の手続きについては、対象となる方々に別途ご案内致します。
- ※この手続きは、失効した事業者が誤って移動報告を行わないようにするための措置ですので、何卒ご理解くださいますようお願い致します。